

令和2年 神奈川県議会 産業労働常任委員会にて質疑いたしました。

小野寺

今回の金融支援の拡充は、大変ありがたいことだと思っています。予算委員会で、私どもの会派の谷口議員が保証料率の補助の引上げについて、知事に見解をお伺いしました。知事からは、まさに国難とも言える緊急事態であって、県としても保証料補助をさらに引き上げて、中小企業をしっかりと支援していきたいと、大変心強い御答弁でした。これはよくある話だと思いますが、既に資金繰りに詰まって、新型コロナウイルス感染症に関する融資を既に受けているという、既に融資を受けた中小企業にどのような対応が考えられるかをお尋ねしたい。

まず、既に融資を受けている企業への信用保証料の補助ですが、今回、新たに決める信用保証料補助は遡及されるのでしょうか。

金融課長

補助の遡及については、神奈川県信用保証協会と検討してきたところです。信用保証協会が管理するシステムは、多くの自治体で利用されている共通のシステムで、補助を遡及するイレギュラーな管理に対応しておらず、システム対応にも課題があることが分かりました。仮に手作業で還付させても10年という融資期間の中で、システム上、遡及前の保証料のままで管理されてしまうことから、途中で完済があることや、借換えされたときに正しく保証料管理ができなくなるなどの様々な弊害が生じる恐れがあります。そのため、遡及は困難と判断しました。

小野寺

今の御答弁はよく理解しました。ただ、そうは言っても、これまで早々と融資を申し込んだ方は、それだけ厳しい状況が長く続いてきていることだと思います。そういう方々、そういう企業には何らかの対応は考えられていますか。

金融課長

既に新型コロナウイルス関連融資を申し込んだ方は、保証料補助が拡充された新型コロナウイルス関連融資に、御面倒でも金融機関に相談していただき、借換えをしていただくことで、神奈川県信用保証協会から保証料の一部が還付されます。

小野寺

その借換えによって、実際にはどのぐらいの金額が戻ってくるのでしょうか。

金融課長

例えば、売上げが20%以上減少した中小企業の方が、令和2年3月に新型コロナウイルス対策特別融資(4号別枠)を融資期間10年、融資を1,000万円の借入れを行ったという試算でいきますと、信用保証料は33万円負担しております。この借入れを、保証料負担のない同じ4号別枠で半年程度以内に借換えていた

だきますと、30万円程度と大部分が返還されます。

小野寺

その借換えのタイミングにもよるが、かなりの部分が戻ってくるのが分かりました。今、御説明いただいた仕組みを、どのようにこれまで融資を受けている方々に周知していくのかをお聞かせください。

金融課長

金融機関に対しては、借換えによる対応を要請しています。利用者の方には、借換えによって信用保証料の一部が還付されることを、個別に御案内する予定でおります。今、神奈川県信用保証協会と調整して、令和2年2月及び3月中に借り入れた企業の情報をいただき、県から個別に案内させていただくことを検討しております。

小野寺

県は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内中小企業に対して、速やかに制度融資の特別融資を立ち上げるなど、実に機動的に金融支援に取り組んでいただいております。また、まさに国難ということで、速やかに令和2年度の4月補正予算案で信用保証料補助の拡充を盛り込み、中小企業の保証料負担をゼロとするなどの力強い金融支援を行っていただいたことを高く評価をしたいと思います。とにかく今は、倒産を防いで雇用と所得を守っていくことが最も重要なことだと思っています。

既に令和2年2月と3月に融資を受けた中小企業の方々には、とりわけ厳しい経営環境にあると言えますので、そうした中小企業の方々にも、保証料負担ゼロなどの恩恵をしっかりと受けられるように、周知していただきたいと要望して、私の質問を終わります。